

Ⅵ 農 業 経 営 の 部

解 説

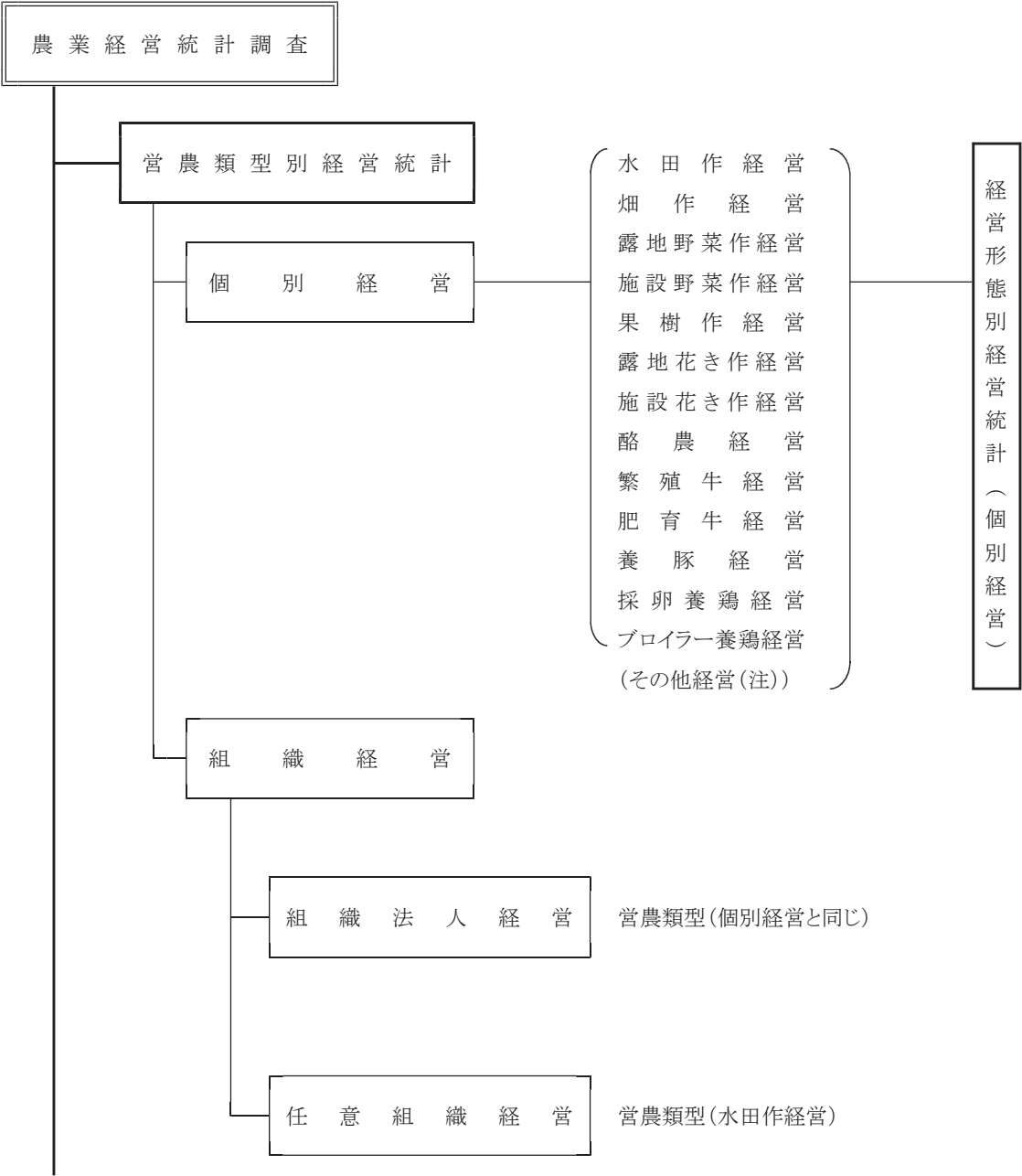
この項には、「農業経営統計調査」の結果から営農類型別経営統計、経営形態別経営統計及び農畜産物生産費統計の結果を掲載しています。

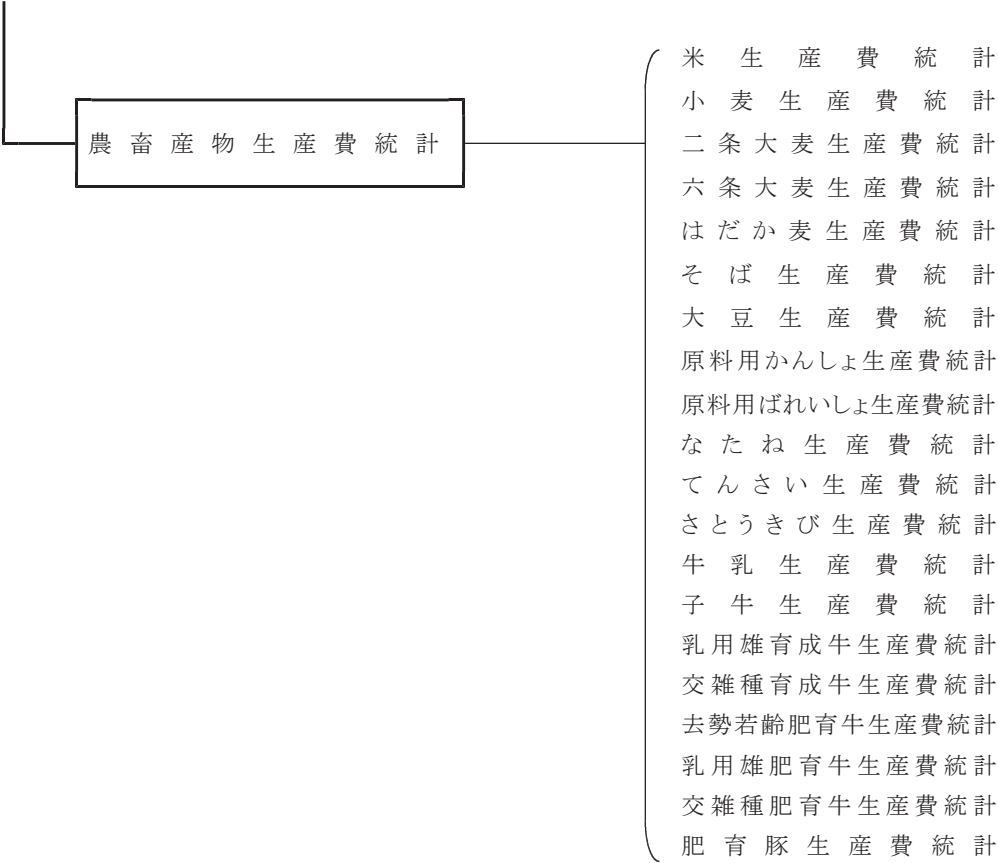
調査方法は、調査経営体に調査票を配付して、毎日の現金収支及び労働時間等を記録する自計申告調査、農林水産省の職員が調査経営体の決算書類を閲覧し、

その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査経営体の代表者に対して行う面接調査の方法によって行っています。

なお、農業経営統計調査の調査客体数は農林水産省で全国設計され、客体は直近の農林業センサス結果から作成された母集団リストから抽出選定されます。

1 農業経営統計調査の体系





注：「その他経営」とは、「水田作経営」、「畑作経営」、「露地野菜作経営」、「施設野菜作経営」、「果樹作経営」、「露地花き作経営」、「施設花き作経営」、「酪農経営」、「繁殖牛経営」、「肥育牛経営」、「養豚経営」、「採卵養鶏経営」及び「ブロイラー養鶏経営」のいずれにも属さない経営です。

2 営農類型別経営統計

営農類型別経営統計(個別経営)は、農業生産物を販売することを目的とした農業経営体(個別経営)の営農類型別の経営の実態を明らかにし、農業行政の資料を整備することを目的としています。

(1) 調査の概要

調査の概要は、以下のとおりです。

- ア 調査経営体の営農類型分類について
調査経営体の営農類型区分及び分類基準については、次ページのとおりで。

営農類型の種類	営 農 類 型 の 分 類 基 準
水 田 作 経 営	・稲、麦類、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物の販売収入うち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑 作 経 営	・稲、麦類、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物の販売収入うち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野 菜 作 経 営 ・露地野菜作経営 ・施設野菜作経営	・野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営 ・野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営 ・野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
果 樹 作 経 営	・果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花 き 作 経 営 ・露地花き作経営 ・施設花き作経営	・花き販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営 ・花き作経営のうち、露地花き販売収入が施設花き販売収入以上である経営 ・花き作経営のうち、露地花きより施設花き販売収入が多い経営
酪 農 経 営	・酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉 用 牛 経 営 ・繁 殖 牛 経 営 ・肥 育 牛 経 営	・肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営 ・肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営 ・肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
養 豚 経 営	・養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採 卵 養 鶏 経 営	・採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	・ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
そ の 他 経 営	・上記の営農類型に分類されない経営

イ 営農類型別経営統計における部門収支の把握について

営農類型別経営統計において収支等を把握する部門区分及び含まれる作目等については、以下のとおりです。把握する部門は、農業販売収入に占める割合が10%以上の部門で、収入金額の大きい上

位2位までの部門とし、1つの部門で80%以上を占める場合はその部門のみとし、設定した部門以外の収支については「その他部門」としてまとめて把握しています。

なお、部門収支については田作、畑作を分けずに田畑合計の収支としています。

営農類型区分	指 定 部 門 区 分	営農類型区分	指 定 部 門 区 分
水 田 作 経 営	稲 作	施 設 野 菜 作	施 設 き ゆ う り 作
	麦 類 作		施 設 大 玉 ト マ ト 作
	大 豆 作		施 設 ミ ニ ト マ ト 作
畑 作 経 営	麦 類 作		施 設 な す 作
	大 豆 作		施 設 ピ ー マ ン 作
	か ん し ょ 作		施 設 し し と う 作
	ば れ い し ょ 作		施 設 い ち ご 作
	茶 作		施 設 メ ロ ン 作
	さ と う き び 作	果 樹 作	り ん ご 作
露 地 野 菜 作	露 地 き ゆ う り 作		露 地 み か ん 作
	露 地 大 玉 ト マ ト 作		施 設 み か ん 作
	露 地 な す 作		露 地 ぶ ど う 作
	露 地 ピ ー マ ン 作		施 設 ぶ ど う 作
	露 地 す い か 作		な し 作
	露 地 キ ャ ベ ツ 作		も も 作
	露 地 ほう れ ん そ う 作		か き 作
	露 地 た ま ね ぎ 作		う め 作
	露 地 レ タ ス 作		お う と う 作
	露 地 は く さ い 作		く り 作
	露 地 白 ね ぎ 作		キ ウ イ フ ル ー ツ 作
	露 地 だ い こ ん 作		す も も 作
	露 地 に ん じ ん 作		び わ 作
	露 地 さ と い も 作		パ イ ン ア ッ プ ル 作
	露 地 に ん に く 作	露 地 花 き 作	露 地 切 り 花 き く 作
	露 地 ア ス パ ラ ガ ス 作	施 設 花 き 作	施 設 切 り 花 き く 作
	露 地 ブ ロ ッ コ リ ー 作		施 設 切 り 花 ば ら 作
	露 地 か ぼ ち ゃ 作	酪 農	酪 農
	露 地 ス イ ー ト コ ー ン 作	繁 殖 牛	繁 殖 牛
	露 地 や ま の い も 作	肥 育 牛	肥 育 牛
		養 豚	養 豚
		採 卵 養 鶏	採 卵 養 鶏
		ブ ロ イ ラ ー 養 鶏	ブ ロ イ ラ ー 養 鶏

ウ 経営収支並びに資産及び負債の把握範囲

経営収支並びに資産及び負債の把握については、

- ・経営体の農業全体
- ・農業経営関与者^注が経営権を持っている農民生

産関連事業及び農外事業等

に着目した把握としており、把握の範囲を以下のとおりとしました。

- (ア) 農業:経営体全体の経営収支
- (イ) 農業以外:農業経営関与者の経営収支

注：「農業経営関与者」とは、農業経営主夫婦及び年間60日以上当該農家の経営体に従事する世帯員である家族をいいます。

なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関与者とはしません。

エ 農業粗収益

農業粗収益には、農業経営の成果である農産物等の販売収入、現物外部取引額、農業生産現物家計消費額、共済・補助金等受取金及び農作業受託収入等の収入を計上しました。

なお、経営安定対策等の補てん金・助成金については、農業雑収入に、販売価格の一部として交付される助成金等については当該農産物の販売収入として、それぞれ計上しました。

オ 農業経営費

農業経営費には、農業粗収益を得るために要した資材や料金の一切の費用を計上しました。

カ 農業生産関連事業収支

農業生産関連事業の収支には、農業経営関与者が経営権を持っている事業の収支を計上しました。

なお、「農業生産関連事業」とは、農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該経営体で生産した農産物を使用していること、③当該経営体が所有若しくは借り入れている耕地又は農業施設を利用していること、のいずれかに該当するものとします。

ただし、これらの事業を行っていても、別に法人化等により経営する事業は、農業生産関連事業とはせず、農外事業としました。

キ 農外収入

農外収入には、農業経営関与者が経営権を持っている農業及び農業生産関連事業以外の事業の収入、農業経営関与者が他の経営に雇用されて受け取る給料・俸給等のほか、農業経営関与者が受け取る歳費・手当、配当利子等、貸付地の小作料並びに地代収入等を計上しました。

ク 農外支出

農外支出には、上記(キ)の事業に係る支出及び負債利子を計上しました。

ケ 年金等の収入

農業経営関与者が受け取る年金及び各種社会保障制度による給付金、退職金、各種祝い金及び見舞金を計上しました。

コ 租税公課諸負担

農業経営関与者の農業経営以外の経営負担分を計上しました。

(2) 調査の対象

営農類型別経営統計(個別経営)は、2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う経営体(個別経営)を対象としました。

(3) 調査期間

調査期間は、当年1月から12月までの1年間です。

(4) 分析指標等の計算方法

分析指標等の計算については、以下のとおりです。

なお、農業固定資産額については土地を除いた固定資産の年始め現在価と購入額の計としています。

ア 農業所得＝農業粗収益－農業経営費

イ 農業生産関連事業所得＝農業生産関連事業収入－農業生産関連事業支出

ウ 農外所得＝農外収入－農外支出

エ 総所得＝農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入

オ 可処分所得＝総所得－租税公課諸負担

カ 農業所得率＝農業所得÷農業粗収益×100

キ 農業依存度＝農業所得÷(農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得)×100

ク 付加価値額＝農業粗収益－(農業経営費－(雇用労賃＋支払小作料＋農業経営に係る負債利子))

ケ 付加価値率＝付加価値額÷農業粗収益×100

コ 農業固定資産装備率＝農業固定資産額(千円)÷自営農業労働時間×1,000

サ 農機具資産比率＝自動車及び農機具の固定資産額÷農業固定資産額×100

シ 農業固定資産回転率＝農業粗収益÷農業固定資産額

ス 家族農業労働1時間当たり農業所得＝農業所得(千円)÷家族農業労働時間×1,000

セ 農業固定資産千円当たり農業所得＝農業所得(千円)÷農業固定資産額×1,000

ソ 自営農業労働1時間当たり付加価値額＝付加価値額(千円)÷自営農業労働時間×1,000

タ 農業固定資産千円当たり付加価値額＝付加価値

額(千円)÷農業固定資産額×1,000

3 経営形態別経営統計

経営形態別経営統計(個別経営)は、経営体の経営形態別の経営の実態を明らかにし、農業行政の資料を整備することを目的としています。

(1) 調査対象

経営形態別経営統計(個別経営)は、農産物の販売を目的とする経営体(経営耕地面積が30a以上、又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の経営体)を対象としました。

(2) 調査期間

調査期間は、当年1月から12月までの1年間です。

(3) 分析指標等の計算方法

「2営農類型別経営統計」の(4)を参照。

(4) 利用上の注意

経営形態別経営統計は、平成15年までの「農業経営動向統計」で把握してきた販売農家1戸当たりの結果と概念的に一致する統計を作成するために、全国を設計単位とした営農類型別経営統計の調査農家から集計・取りまとめを行ったものであり、農業経営動向統計と同様の結果ではありません。

4 農畜産物生産費統計

農畜産物生産費は、農畜産物の生産コストを明らかにし、農政(経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等)の資料及び加工原料乳生産者補給金、肉用子牛の保証基準価格及び牛肉の安定基準価格の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的としています。

(1) 調査対象品目及び調査対象

ア 米生産費は、水稻を作付けし玄米を600kg以上販売する経営体

イ 小麦生産費は、小麦を10a以上作付けし、販売する経営体

ウ 大豆生産費は、調査対象作物を10a以上作付けし、販売する経営体

エ 二条大麦生産費は、二条大麦を10a以上作付けし、販売する経営体

オ 六条大麦生産費は、六条大麦を10a以上作付けし、販売する経営体

カ はだか麦生産費は、はだか麦を10a以上作付けし、販売する経営体

キ 原料用かんしょ生産費は、原料用かんしょを10a以上作付けし、販売する経営体

ク さとうきび生産費は、さとうきびを10a以上作付けし、販売する経営体

ケ なたね生産費は、なたねを5a以上作付けし、販売する経営体

コ そば生産費は、そばを5a以上作付けし、販売する経営体

サ 牛乳生産費は、搾乳牛を1頭以上飼養し、生乳を販売する経営体

シ 肥育牛(去勢若齢、乳用雄、交雑種)生産費は、肥育牛を1頭以上飼養し、販売する経営体

ス 子牛生産費は、肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売する経営体

セ 育成牛(乳用雄、交雑種)生産費は、肥育用もと牛とする目的で育成牛(乳用雄、交雑種)を5頭以上飼養し、販売する経営体

ソ 肥育豚生産費は、肥育豚を年間20頭以上販売し、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割以上の経営体

(2) 調査期間

ア 農作物:調査作目の生産を始めてから収穫、調製が終了するまでの前1か年間です。

・米 当年1月1日～当年12月31日

・麦 前年9月1日～当年 8月31日

・大豆 当年1月1日～当年12月31日

・原料用かんしょ 当年1月1日～当年12月31日

・さとうきび 当年4月1日～翌年 3月31日
(ただし、夏植え分については1か年半)

・そば 当年1月1日～当年12月31日

・なたね 前年9月1日～当年 8月31日

イ 畜産物:畜産物生産費の年次表記については平成12年の調査から前年4月1日～当年3月31日のものを当年としてきましたが、平成18年度調査から年度に改めることにしました。

・全畜種 当年4月1日～翌年3月31日

(3) 生産費の概念

生産費とは、農産物の一定単位量を生産の経済価値として計算するものです。具体的には、農畜産物を生産するために調査期間内に消費した材料、労働、固定資産等、の財貨及び用役のそれぞれの計算単位当たり費用の合計です。

この調査において「生産費(副産物価額差引)」と

は、生産物が負担すべき肥料費・農薬費・労働費などの費用合計から副産物価額を控除したものをいい、費用の性格からいえば基礎原価の性格のものです。

また、「支払利子・地代算入生産費」とは、生産費に実際に支払った利子・地代を加えたもの、「資本利子・地代全額算入生産費」とは、更に、自己資本利子、自作地地代を擬制的に計算して加えたものです。

(4) 主産物価額について

23年産以降、米、麦類、大豆、そば及びなたね生産費統計の主産物価額には「米の所得補償交付金(25年産から米の直接支払交付金)、畑作物の所得補償交付金(25年産から畑作物の直接支払交付金)の数量及び営農継続支払」及び「水田活用の所得補償交付金(25年産から水田活用の直接支払交付金)の戦略作物助成、二毛作助成及び産地交付金」は含めていません。

ただし、19～22年産小麦及び大豆生産費統計の主産物価額に「水田・畑作経営所得安定対策の生産条件不利補正対策に係る毎年の生産量・品質に基づく交付金」を含めています。

なお、さとうきび及び原料用かんしょ生産費における「甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金」は、該当する主産物価額に含めてあります。

(5) 収益性の計算

粗収益、所得及び家族労働報酬は、本来、経営計算の結果から求められるものですが、ここでは参考として、生産費計算の結果を用いて算出したものです。

ア 主産物価額＝販売価額－出荷経費(労働費、選別、包装荷造材料費、運送費、農機具償却費等)

イ 粗収益＝主産物価額＋副産物価額

ウ 所得＝粗収益－{生産費総額－(家族労働費＋自己資本利子＋自作地地代)}

ただし、生産費総額＝費用合計＋支払利子＋支払地代＋自己資本利子＋自作地地代

エ 家族労働報酬＝粗収益－(生産費総額－家族労働費)

オ 1日当たり家族労働報酬＝(家族労働報酬÷家族労働時間)×8時間

(6) 家族労働費は、男女別の労働時間(調査対象となる作目の生産のために投下された家族労働時間)に「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)の建設業、製造業、運輸業・郵便業に属する5～29人規模の事業所における賃金データ(都道府県単位)を基に算出した男

女同一単価を乗じて評価したものです。

5 税制改正における減価償却費計算の見直し

平成19年度税制改正における減価償却費計算の見直しに伴い、農業経営統計調査及び農畜産物生産費統計調査における1か年の減価償却額は償却資産の取得時期により次のとおり算出しています。

(1) 平成19年3月以前に取得した資産

ア 償却中の資産

1か年の減価償却額＝(取得価額－残存価額)
×耐用年数に応じた償却率

イ 償却済みの資産

1か年の減価償却額＝(残存価額－1円(備忘価額))÷5年

(2) 平成19年4月以降に取得した資産

1か年の減価償却額＝(取得価格－1円(備忘価額))×耐用年数に応じた償却率

(3) 平成21年以降の減価償却額は、平成20年度税制改正における減価償却計算の見直し(資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し)を踏まえ算出しています。